

葛城市告示第83号

公募型プロポーザル実施の公告

販路拡大支援フリーペーパー製作業務について、公募型プロポーザル方式による企画提案書を別紙のとおり募集するので、公告します。

令和3年7月5日

葛城市長 阿 古 和 彦

葛城市販路拡大支援フリーペーパー製作業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名 葛城市販路拡大支援フリーペーパー製作業務
2. 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
3. 業者選定方法 一般公募型プロポーザル方式
4. 主催者 葛城市企画政策課（事務局）
5. 費用 本業務に係る提示上限額は、以下のとおりとする。  
4, 545, 000円（税抜）以内
6. 提案者に必要な資格
  - (1) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - (4) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
    - (ア)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
    - (イ)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
    - (ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - (エ)自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者

(オ)暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

(カ)暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ)暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

※連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

## 7. 提案手続

### (1) 手続の流れ

①実施要領及び仕様書等の告知開始（事務局）	7月 5日（月）	
②提案参加申込書等の提出締切（提案者）	8月 2日（月）	17時
③質問書の提出期限（提案者）	7月21日（水）	12時
④1次選考（事務局）	8月 3日（火）	
⑤1次選考結果の通知（事務局）	8月 4日（水）	予定
⑥2次選考（提案者、事務局）	8月18日（水）	予定
⑦2次選考結果の通知（事務局）	8月19日（木）	予定

### (2) 各手続詳細

#### ①実施要領及び仕様書等の告知期間

ア 期間 令和3年7月 5日（月）から8月 2日（月）17時まで

イ 場所 葛城市ホームページ

#### ②参加申込書の提出

ア 提出期限 令和3年8月 2日（月）17時まで

イ 提出場所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市企画政策課

ウ 提出方法 参加申込書などを持参、または郵送（配達証明）により提出すること。持参の場合は、葛城市役所の閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。

エ 提出物

- ・提案参加申込書（様式1） 1部
- ・提案参加同意書（様式3） 1部
- ・参加資格に関する申立書（様式4） 1部
- ・会社概要（パンフレット等） 3部
- ・事業実績書 1部
- ・実施体制図 1部

- ・提案書 正本1部
- ・提案書 副本10部（※ただし、事業所名及び氏名その他事業所名を特定できる情報を表記しないこと）
- ・見積書（形式は問わない） 正本1部

### ③質問書の提出期限

- ア 期限 令和3年7月21日（水）12時まで（メールのみ可）
- イ 場所 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市企画政策課
- ウ 提出物 別紙様式2

### ④1次選考（令和3年8月3日（火）予定）

下記に掲げる評価項目①から③について、提出書類を基に審査を行い、評点の最も高い者3社を2次選考の相手方として選定する。

### ⑤1次選考結果の通知（令和3年8月4日（水）予定）

メール又は電話によって担当者に連絡する。

### ⑥2次選考（令和3年8月18日（水）予定）

下記に掲げる評価項目④から⑦について、提案書とプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行い、1次選考における評点と合計して最も高い1社を最優先交渉相手として選定する。

発表時間は20分以内、ヒアリング（質疑応答）の時間は10分程度とし、概ね30分を1社当たりの持ち時間とする。

タブレット及びプロジェクター等の必要な機器は、提案者が用意すること。

### ⑦2次選考結果の通知（令和3年8月19日（木）予定）

メール又は電話によって担当者に連絡する。

## 8. 提案に関する問い合わせ

### (1) 問い合わせ先

質疑がある場合は、電子メールで質問書（様式2）を送付すること。

なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

奈良県葛城市柿本166番地

葛城市役所 新庄庁舎 企画政策課 担当 西川雅大、梶

メール kikaku@city.katsuragi.lg.jp

電話 0745-44-5016（ダイヤルイン）

(2) 回答方法

競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、随時市ホームページにて掲載し回答。

(3) 受付期間

令和3年7月 5日(月)から令和3年7月21日(水) 12時まで

(4) 回答日

令和3年7月26日(月) 17時までに回答予定。

9. 提案参加の辞退

参加申込後であっても提案を辞退することができる。

その場合は、令和3年8月 2日(月) 17時までに様式1を再提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

10. 選考方法

(1) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は、下表のとおりとし、提案内容によって点数を減ずる。

(2) 評価の方法

葛城市販路拡大支援フリーペーパー製作業務審査基準に基づき、提出された書類、提案書の内容及びプレゼンテーション等により採点し、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

評価項目及び配点

区 分	評価項目	配点
見積金額	①適切な見積金額が示されているか。 上限額4,545千円(税抜き)	10
業務実績	②会社概要(組織図、業務内容等)に問題がなく、同種 又は類似する業務における実績が優れているか。	10
実施体制	③実施要員・体制が適切であるか。	10

計 画 性	④業務受注からフリーペーパーの配布及び設置に至るまでの全体的なスケジュールは適切であるか。	10
取材方法	⑤市内事業所への取材方法は適切であるか。	25
誌面構成	⑥視認性の高いデザインやレイアウトで構成されており、高齢者にも配慮されているか。	25
設置場所	⑦市内外において、フリーペーパーを設置できる適切な場所が提案されているか	10
合 計		100

## 11. 契約

### (1) 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和3年9月初旬頃に本業務にかかる契約を締結する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

### (2) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

### (3) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、葛城市契約規則などの定めるところによる。

### (4) 契約期間

契約締結日から令和3年12月28日までとする。

### (5) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、葛城市契約規則第22条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

## 12. プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、または無効とする。

- (ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (エ) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (オ) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

### (2) 留意事項

以下の点を確認いただき、了承いただいた上で提案に参加すること。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、本プロポーザルの実施スケジュールが変動する可能性がある。
- (イ) 提案書等の作成にかかる費用については、すべて提案者の負担とする。
- (ウ) 不確定要素が多々ある中であっても、貴社のノウハウ等を最大限活用し、具体的に実効性のある提案書を提出すること。
- (エ) 評価項目に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し提案書に記載すること。
- (オ) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に貴社が責任を持って履行できる内容とすること。
- (カ) 審査経過に関する質問等については、一切回答しない。
- (キ) 提出された提案書等一切の書類は返却しない。
- (ク) 2次選考終了後、希望があれば、希望者が所属する提案団体の合計点に限り公開する。